

ものづくり産業脱炭素化促進事業助成金 事前着手申請制度対応要領

公益財団法人しまね産業振興財団

ものづくり産業脱炭素化促進事業助成金交付要綱第 4 条第 3 項をもとに事前着手を申請される方は、以下のとおり申請をしてください。

第 1 事前着手申請制度

助成事業の着手（購入契約の締結（発注）等）は、助成金の交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として助成金の交付対象になりませんが、本助成事業において、早期の事業着手・事業期間確保の観点より、事業実施に必要な経費について、助成金の交付決定前であっても、事業に要する経費を助成対象経費とすることを認める制度です。

第 2 承認基準

令和 7 年 4 月 1 5 日以降、助成金の交付決定を受けるまでに購入契約の締結（発注）等を行う事業について、次の①②いずれかを満たす場合に事前着手が認められる場合があります。

- ①事業期間内（交付決定の日から 1 年間）の完了が見込まれないこと
- ②取引の確保・継続等の観点から早期の着手が必要であること

第 3 申請期間

令和 7 年 4 月 1 5 日（火）から令和 7 年 6 月 3 0 日（月）まで

第 4 申請方法および申請先

申請方法：事前着手承認申請書（様式第 1 号）をメールにより公益財団法人しまね産業振興財団新事業支援課に提出してください。

e-mail：sat@joho-shimane.or.jp

申請様式：公益財団法人しまね産業振興財団 Web サイトよりダウンロードしてください。

https://www.joho-shimane.or.jp/news/wanted_subsidy/10271

第 5 承認結果の通知

事前着手の承認の可否を決定後、事前着手承認通知書（様式第 2 号）により結果を通知します。

※結果の通知には時間を要する場合があります。

第 6 その他

(1)事前着手の承認を受けた場合であっても、助成金の交付申請手続きは必要です。

(2)交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、助成金の交付決定を約束するものではありません。

また、事前着手承認後に発注等を行った経費であっても、助成金交付申請書の内容を精査した結果、対象経費としない場合があります。